

奨学生募集要項（2024年度）

No. 703-1

C 直接応募

奨学団体名 (奨学金名称)	松江市ふるさと奨学金		
2024 募集人数	—		
募集学年	学部生		
募集学部・研究科 研究分野等	全学部		
財団締切時期	2024年5月31日（金）		
給付	無	貸与	月額 自宅通学：43,000円 自宅外通学：47,000円
授業料相当額支給	無		
(採用時)一時金	無		
併給	併給可	年齢制限	無
就労制限	—	出身地制限	生計維持者またはこれに代わる人が松江市に居住している者
その他応募条件	<ul style="list-style-type: none">・学校卒業後、松江市内に居住する意思を持つ者・連帯保証人が2名（1名は保護者、1名は別生計者）必要 連帯保証人2名のうち1名は、松江市内に住所を有すること。・半額返還免除制度あり（詳細は募集要項参照）・応募書類は、4月1日以降に松江市HPよりダウンロードすること		

松江市ふるさと奨学金

令和6年度奨学生募集

募集
要項

令和6年4月募集開始

松江市教育委員会では、将来松江市への居住を希望している方を対象に、優れた素質と向学心をもちながら、経済的な理由により修学が困難な学生生徒を支援するため、無利子による奨学金貸付事業を行っています。

この奨学金は、学校卒業後に松江市に居住していただければ、申請に基づいて返還を半額免除することができます。

奨学金の対象となる学校区分等については、別紙「ふるさと奨学金の概要」をご確認ください。

募集概要

採用人数：予算の範囲内で決定します 貸与月額：23,000円～47,000円

出願方法

受付期間：令和6年4月1日（月）～5月31日（金）17時15分まで

提出書類：次の書類を1部提出【郵送可、当日消印有効】

1. 奨学生願書	添付様式第1号を使用	
2. 家計調書	添付様式第2号を使用	
3. 奨学生推薦調書	≪高校・高専・専修学校に在学≫ ⇒ 様式第3号を使用 第1学年は出身学校で作成。他の学年は在学学校で作成 ≪大学・短大≫ ⇒ 様式第4号を使用 学年に関わらず出身学校（高校・高専）で作成 (注)各様式の作成については必ず本募集要項に添付されている記入例をご参照のうえ、記入してください。	
在学学校種によって様式3か様式4のどちらかを使います		
4. 在学証明書	在学する学校が発行する証明書	
5. 住民票	本人及び本人と生計を同じくする親族	
6. 令和5年中の収入を証明する書類	【父母等が松江市内に居住】 (令和6年1月1日時点) 添付様式第5号の提出のみ	【父母等が松江市外に居住】(令和6年1月1日時点) ※同居別居に関わらず、生計を同一にする方全員分が必要。 下記のア～ウのいずれかを提出 ア 令和5年分所得税の確定申告書第一表・第二表(控)のコピー イ 令和5年分の源泉徴収票の原本 ウ 令和6年度市民税・県民税申告書及び申告受付書のコピー

※出願に際し連帯保証人が2名必要です。1名は保護者、1名は別生計の方としてください。
また、どちらか1名は松江市内に住所を有する方としてください。

結果通知

奨学生選考委員会を開き、7月中旬頃に出願者全員に採否結果を郵送でお知らせします。

お問い合わせ／お申し込み

〒690-8540 松江市末次町 86 松江市教育委員会教育総務課 ☎0852-55-5424

松江市ホームページ https://www.city.matsue.lg.jp/kosodate_kyoiku/kyoikuiinkai/8/8033.htmlでもご案内しています。

松江市ふるさと奨学金の概要

出願資格	<p>次の1~5をすべて満たし、かつ、6又は7に該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高等学校、高等専門学校、大学（短大を含む。以下同じ。）、専修学校（高等課程・専門課程）に新入学又は既に在学する人 2. <u>学校卒業後松江市内に居住する意思を持つ人</u> 3. <u>市外の学校の場合、父母又はこれに代わる人が松江市に居住していること</u> 市内の学校の場合、本人が松江市内に居住していること 4. 経済的な理由により修学が困難な人 5. 出身学校長又は在学学校長が推薦する人 6. 高等学校、高等専門学校、専修学校にあっては、人物が良好で、勉学意欲を有する人 7. 大学にあっては、人物及び学業成績が良好な人 	
貸与額	高等学校	月額 23,000 円
	高等専門学校	月額 24,000 円
	大学（自宅通学）	月額 43,000 円
	大学（自宅外通学）	月額 47,000 円
	専修学校	月額 47,000 円
利 子	無利子	
貸与期間	令和6年4月から在学する学校を卒業するまでの最短修業年限の最終月まで	
貸与方法	年2回に分けて貸与	
返還期間	<p>貸与が終了した月の翌月から数えて13ヶ月を経過した月から、次に定める期間</p> <p>※ 定める期間より短期で返還（繰上返還）する場合は返還免除の対象外になります。</p>	
	高等学校・高等専門学校	貸与期間の2倍の期間
	大学・専修学校	貸与期間の3倍の期間
返還方法	年賦・半年賦・月賦均等から選択	
返還免除	<p>奨学金を返還すべき年度の前年度（4月1日～3月31日の期間）に、松江市に居住し続けていた場合、その返還すべき年度の返還金を半額免除します。</p> <p><u>ただし、以下の1~4のいずれかに該当する人は返還免除の対象になりません。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ①奨学生として決定を受けた年度において、在学中の学校に進学する前に通っていた学校を卒業後5年以上経過しており、かつ、②奨学生として決定を受ける前年度まで5年以上継続して松江市内に居住していた人 2. 繰上返還を行った人 3. 返還年度の前年度までの市税を滞納している人 4. 返還すべきふるさと奨学金がある場合で、当該ふるさと奨学金を返還していない場合 	
併願併給	<p>「<u>松江市ふるさと奨学金</u>」は、「<u>他の奨学金</u>」と重複して奨学金を受けることができます。</p> <p><u>ただし、他の奨学金の中には、重複受給を認めない場合もありますので、ご注意ください。</u></p>	
休止廃止	<p>奨学生が休学したときは、その期間中奨学金の貸与を休止します。</p> <p>また、奨学生が次のいずれかに該当するときは、奨学金の貸与を廃止します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 退学したとき 2. 操行不良等奨学生としてふさわしくないと認められるとき 3. 市外の学校の場合、父母又はこれに代わる人が松江市に居住しなくなったとき 市内の学校の場合、本人が松江市内に居住しなくなったとき 4. 奨学金の貸与を辞退したとき 5. 奨学金を必要としないと認められるとき 	